

## 「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」フォローアップ調査 (2014 年度)

2015 年 9 月 24 日  
日本製紙連合会

アフリカや南米などで熱帯林の破壊や劣化が進行するなど、地球規模での自然環境問題が深刻さを増しているが、1992 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においては、「持続可能な開発（Sustainable Development）」という概念が提唱され、その実現のために「気候変動枠組み条約」等と併せて「生物多様性条約」が採択された。

2010 年 10 月に名古屋で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」においては、名古屋プロトコルが採択され、愛知目標「2020 年までに生物多様性の損失を止め、健全な状態に戻していくこと」（5 つの戦略目標と 20 の個別目標）が定められた。その中では、国レベルの政策のみならず、企業活動においても生物多様性に対する配慮が強く求められるようになってきている。

また、2015 年 9 月に改正される環境経営に関する国際的な規格 ISO 14001 においても、環境方針の中の環境保護に対するコミットメントとして「生物多様性及び生態系の保護」を含めるとされたところである。

製紙産業は、地球上の生物多様性の揺籃地であり、CO<sub>2</sub>の吸収源として地球温暖化防止にも大きく貢献している「森林」から、再生可能でカーボンニュートラルな「木材」という生態系サービスの恩恵を受けて、「紙」という人間生活にとって不可欠な物資を供給する産業であり、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは製紙産業としての当然の社会的責務である。このため、平成 26 年 6 月に日本製紙連合会として「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を策定したところである。

日本製紙連合会は、「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」に基づく会員企業の生物多様性保全の取り組みのより一層の推進を図るため、毎年度の実施状況をフォローアップ調査することとしたところであり、2014 年度の調査結果については、33 社中 27 社から回答を得たところである。

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| <p>「生物多様性の保全に関する日本製紙連合会行動指針」フォローアップ調査<br/>(2014 年度概要)</p> |
|-----------------------------------------------------------|

## 1. 企業体制

- ・経営方針に生物多様性の保全を明示している会員企業は、27 社中 16 社と約 6 割の会員企業に取り組んでいる。しかし、内容的には関連が明示されているものの、生物多様性の保全という言葉が経営方針の中に具体的に書かれていない会員企業もあり、より明確に標記することが望ましい。明示していない理由としては、原料のほとんどが古紙であるため、生物多様性との関連についての十分な認識持ちにくいといったこと等が挙げられている。
- ・生物多様性の保全を担当する責任者を明確に指名している会員企業は 27 社中 10 社とやや少なくなっている。責任者には環境や技術担当の取締役クラスが多くなっている。指名していない理由としては、生物多様性に関連する部署が多岐にわたっているため特定の者を指名しにくいといったこと等が挙げられている。違法伐採対策モニタリング事業を実施している 17 社には全て違法伐採対策の責任者が明確に指名されており、生物多様性に関する問題が発生した場合に企業としての的確なリスク管理が行えるようにするためにも、責任者を明確に指名することが望まれる。
- ・生物多様性に対する影響を軽減するために、日本製紙連合会の「環境行動計画」に基づいて、CO<sub>2</sub>の排出削減、古紙利用率の向上等リサイクルの推進、産業廃棄物の削減などに取り組んでいる会員企業は、27 社中 26 社とほとんどの会員企業で取り組まれている。
- ・生物多様性の保全に係る NGO 等のステークホルダーと積極的な意見交換等を行っている会員企業は、27 社中 16 社と約 6 割の会員企業に取り組んでいる。具体的には、自然保護活動等に企業として参加する過程において意思疎通を図るケースが多くなっており、定期的にステークホルダーミーティングを行って恒常的な意見交換を行っているケースは少ない。実施していない理由としては、事業との直接的な結びつきが少ないためステークホルダーについての情報が少ないといったこと等が挙げられている。

- ・生物多様性の保全に関する取り組みをホームページ、CSR・環境報告書等で情報公開している会員企業は、27 社中 20 社と 7 割強が実施している。ただし、具体的な事例が少ないケースや総花的で生物多様性との関連が明確になっていないケースもある。実施していない理由としては、生物多様性に関する十分な情報の確保が難しいこと等が挙げられている。

## 2. 持続可能な森林経営

- ・自社有林の管理経営計画において生物多様性の保全を明確に位置付けている会員企業は、14 社中 12 社と自社有林を保有している会員企業のほとんどが実施している。実施していない理由としては、ISO 14001 に基づいた管理経営計画を策定しているものの生物多様性の保全についての十分な情報が得られていない等が挙げられている。

- ・海外植林の実施にあたって FAO の指針に基づき、河畔林の保護、保護樹帯の確保、保護価値の高い森林生態系の保全、適切な植栽樹種の選択等生物多様性に配慮した森林施業を実施している会員企業は、14 社中 11 社と海外植林を実施している会員企業のほとんどが実施している。このうち、河畔林の保護が 9 社、保護樹帯の確保が 9 社、保護価値の高い森林生態系の保全が 10 社、適切な植栽樹種が 10 社となっている。その他の取り組みとしては、地元住民の雇用や労働者への環境教育、除草剤、殺虫剤の使用削減、天然林の緑の回廊などが挙げられている。

- ・自社有林について FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証の積極的な取得を実施している会員企業は 14 社中 10 社となっている。取得していない理由としては、自社有林で木材生産を行っていないので、森林認証を取得するメリットがない等が挙げられている。

- ・自社有林の管理・経営方針の策定にあたって環境 NGO 等のステークホルダーとの意見交換を実施している会員企業は、14 社中 11 社とほとんどの自社有林を保有している会員企業が実施している。ステークホルダーとしては、行政、地域住民、大学の研究者、環境 NGO 等となっている。実施していない理由としては、ステークホルダーからの積極的な問い合わせがない等が挙げられている。

- ・自社有林の管理経営計画の実施にあたって、生物多様性の保全について定期的にモニタリングするとともに、その結果をフィードバックするエコシステム・マネージメントを実施している会員企業は、14 社中 13 社とそのほとんどが実施している。実施していない理由としては、ISO 14001 に基づいて管理経営を行っているものの、生物多様性の保全についての十分な情報が得られていない等が挙げられている。

### 3. 責任ある原料調達

- ・原料調達方針に生物多様性の保全を明記している会員企業は、27 社中 18 社と 7 割近くになっている。ただし、持続可能性の確保などに含めて内容的には明示しているものの、生物多様性の保全という言葉が具体的に書かれていない会員企業もあり、より明確に標記することが望ましい。明示していない理由としては、原料の大部分を古紙で賄っているため、生物多様性の保全という言葉を使うことに抵抗感がある等が挙げられている。

- ・「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づき、違法伐採の根絶を通じて生物多様性の保全を図るように努めている会員企業は、27 社中 21 社とほとんどとなっている。取り組み体制が整備されていない理由としては、原料のほとんどを古紙で賄っているためである等が挙げられている。

- ・サプライヤーが生物多様性の保全に取り組んでいることを確認するため木材原料のトレーサビリティの確保に取り組んでいる会員企業は、27 社中 19 社と 7 割を超す会員企業が取り組んでいる。具体的には、サプライヤーから樹種、数量、伐採地域等が記入されたトレーサビリティ・レポートを入手している。取り組んでいない理由としては、原料のほとんどを古紙で賄っているためである等が挙げられている。

- ・FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証を取得した木材原料の調達拡大に取り組んでいる会員企業は、27 社中 21 社と 8 割近くになっている。取り組んでいない理由としては、原料のほとんどを古紙で賄っているためである等が挙げられている。

- ・責任ある原料調達の信頼性、透明性を確保するため、関連書類の 5 年以上の保管、内部監査や第三者監査の実施、実施状況の情報公開等に取り組んでいる会員企業は、27 社中 21 社と 8 割近くになっている。このうち、関連書類の 5

年以上の保管が 21 社、内部監査や第三者監査の実施が 20 社、実施状況の情報公開が 18 社となっている。このような取り組みは、違法伐採対策や森林認証に伴って実施されているケースがほとんどである。

#### 4. 社会的な環境貢献活動

- ・ 自社所有林等の自然資本を活用して生物多様性の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、27 社中 13 社と半数近くになっている。具体的には、絶滅危惧種等貴重な野生生物や生態系の保護活動、自社所有林を活用した環境教育等となっている。実施していない理由としては、自社所有林等の自然資本を有していない等が挙げられている。

- ・ 生物多様性の豊かな里地・里山の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、27 社中 11 社と 4 割強となっている。具体的には、放置された広葉樹二次林の活用が 5 社、林地残材や竹材、虫害材の活用が 10 社、バイオマス資源の活用が 11 社となっている。実施していない理由としては、原料のほとんどが古紙のため木材の活用が難しい等が挙げられている。

- ・ 生物多様性の保全に関して地域社会との連携を図るため、製紙工場の緑化、工場見学の実施、環境講演会の実施等に取り組んでいる会員企業は、27 社中 23 社とそのほとんどが実施している。具体的には、製紙工場の緑化が 20 社、工場見学の実施が 22 社、環境講演会の実施が 16 社となっている。その他に排水を流している川の清掃、挿し木技術を用いた歴史的古木の保存等を実施している。

#### 5. 対外的な連携の強化

- ・ 民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力している会員企業は、27 社中 14 社と 5 割強となっている。具体的には、「生物多様性民間参画パートナーシップ」、「森の町内会」、「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」、「美しい森林づくり推進国民運動 (フォレストサポーターズ)」、「生物多様性ちば企業ネットワーク」等へ参加している。

- ・ 生物多様性保全のための国際的な活動に積極的に協力している会員企業は、3 割強の 27 社中 8 社と少なくなっている。具体的には、Rio+20 のサイドイベント、ユネスコの活動、WWF の活動等に参加している。協力していない理由と

しては、国際的な活動に参加する資金的、人的キャパシティがない等が挙げられている。

- ・ 生物多様性保全のための国や都道府県の行政施策に積極的に協力している会員企業は 27 社中 15 社と 6 割近くになっている。具体的には、環境デーなごやの協賛、林野庁主催のみどりの感謝祭の出典、「国民が支える森林づくり運動」が展開する間伐紙の生産・販売等となっている。協力していない理由としては、具体的な要請がないため情報が不足している等が挙げられている。

以上